

立 国 運 第 号
令和 8 年 1 月 14 日

立川市長 酒 井 大 史 様

立川市国民健康保険運営協議会
会 長 黒 川 重 夫

立川市国民健康保険の財政健全化計画及び保険料について（答申）（案）

本協議会は、令和 7 年 11 月 27 日付立保保第 3290 号をもって諮問のあった事項について、慎重に審議し、下記のとおり結論を得たので、ここに答申する。

記

1 諮問事項 財政健全化及び保険料について

2 審議の経過

本協議会における保険料賦課についての基本的な考え方は、「国民健康保険事業の持続可能で安定的な運営を行うために必要な措置として、毎年度発生する自然増(減)は当該年度に解消した上で、歳入不足を補う一般会計からの法定外繰入金については、財政健全化計画に基づき段階的に削減する。」としている。

令和 2 年度から令和 6 年度までは、新型コロナウイルス感染症や物価上昇による市民生活への影響を考慮し、保険料を据え置いてきたが、令和 7 年度は、都道府県における保険料水準の統一化に向け、法定外繰入金を段階的に縮小するため、財政健全化計画の見直しを行い、保険料の均等割額及び所得割率を引き上げることとした。また、賦課限度額については、国の定める法定上限額からの乖離が大きくなってきたことから、令和 5 年度及び令和 6 年度は 2 万円、令和 7 年度は 3 万円引き上げることとした。

令和 8 年度の保険料については、新たに賦課される子ども・子育て支援金や令和 7 年度税制改正に伴う保険料収入の減少といった要因を考慮する必要があることから、財政健全化計画に基づいて保険料を引き上げるかどうかについて、難しい審議となった。そうした中で、「保険料の引き上げを見送った時期と同水準で物価が高騰している経済状況の中で、来年度の保険料の引き上げは見送るべき。」「引き上げに賛成。きちんと自分の身体を守って、医療費を下げる必要があるため、国民皆保険を維持することを一番に考えるべき。」「市民にとっては小さくない負担増となるが、説明がすごく大事であり、前向きで明るい方向の説明のほうで市民の同意を得ることができる。」「子ども・子育て支援金による保険料引き上げの影響が大きいですが、それによって市民生活に深刻な影響を与えることがないような保険料とすべき。低所得者

が多いという国保の構造的な問題を踏まえて、引き上げすべきではない。」などの意見が出された。

審議の結果、令和8年度の保険料については、財政健全化計画に基づき法定外繰入金を縮小するため、均等割額及び所得割率の引き上げを行うこと、賦課限度額については、中間所得階層への影響を抑えるとともに、国の法定上限額に近づけるため、5万円引き上げることについて、賛成との意見が大勢を占めた。

なお、子ども・子育て支援金分については、法定外繰入金のさらなる拡大につながらないよう、東京都が算定する本市の標準保険料率及び国の定める賦課限度額を採用することとした。

3 答申事項

財政健全化及び保険料について

- (1) 財政健全化計画に基づき、法定外繰入金を削減するため、令和8年度国民健康保険料率等は下表のとおりとする。

保険料 等	所得割率		均等割額		賦課限度額	
	現行	8年度	現行	8年度	現行	8年度
基礎賦課額 (医療給付費) 分	6.68/100	<u>6.85/100</u>	32,500円	<u>34,200円</u>	640,000円	<u>660,000円</u>
後期高齢者支援金 等賦課額 分	2.24/100	<u>2.29/100</u>	11,700円	<u>12,200円</u>	230,000円	<u>250,000円</u>
介護納付金 賦課額 分	1.70/100	<u>1.73/100</u>	14,500円	<u>14,800円</u>	160,000円	<u>170,000円</u>
子ども・子育て支 援金賦課額 分	—	<u>0.28/100</u>	—	<u>1,900円</u>	—	<u>30,000円</u>
(内、18歳以上被 保険者均等割額)			—	<u>(142円)</u>		

※都の本算定通知により、子ども・子育て支援金分は変更となります。

- (2) 施行時期 令和8年4月1日

4 主な意見

審議の中で、委員から出された主な意見は次のとおりである。

- ・国保財政の健全化ということであれば、子ども・子育て支援金を含めて、改めて計画の見直しを行うべき。
- ・コロナで保険料を据え置きしたことが、大きく財政に影響しており、保険料は引き上げせざるを得ない。国民皆保険制度の維持は今ぎりぎりのところにきており、皆さんの負担は大変だと思うがやむを得ない。
- ・特定健診の受診率を上げることで、健康管理にも十分役立つだけでなく、国の保険者努力支援制度による歳入が増えるため、保険料が上がらないようにもっとアピールをしていく必要がある。
- ・市としても予防施策や健康づくり事業を進めていくことが重要で、長期的には国保財政の安定や市民負担の軽減につながる。
- ・財政健全化計画に基づく引き上げに賛成。医療費の増を防ぐ方法として、ジェネリック医薬品の利用率を上げていくことがあるが、市内では9割以上となっている薬局が多い。できる範囲で努力をしていくことが必要。
- ・データヘルス計画の認知度が低く、健康づくりを含めた事業を市が推進するだけでなく、被保険者自らも行動を変えるような努力がなされて納得できるものであり、現在の状況では保険料の引き上げを受け入れがたい。
- ・コロナや物価高など逆風が吹く中で、厳しいことだが、財政健全化計画はみんなのためであり、相応の負担をするべきで、財政健全化計画の実行と保険料改定の引き上げに賛成。
- ・引き上げには賛成。ただし、所得が少ない方への支援も忘れないようにすべき。
- ・子ども・子育て支援金が市の国保へどのように影響するかを周知するとともに、保険料負担が増えるという事実を分かりやすく具体的に説明するとともに、減免措置制度等のより一層の周知と活用を図ることが必要。
- ・財政健全化計画に基づいて保険料を引き上げ、後にしわ寄せを残さないようにすべき。国保は全体で支えるものであり、所得の低い方、高い方も必要な負担が必要。
- ・東京都として、保険料統一という方針が明確に打ち出されており、将来、急激な保険料増額となることが強く懸念されるため引き上げるべきであり、こうした保険料確保が医療制度の維持につながる。
- ・保険料の据え置きにより財政をかなり圧迫している状況であるため、計画どおりに引き上げ、低所得者への対策とは別枠で考えるべき。あわせて、自分自身の身体を守ることもつながるよう、特定健康診査の受診勧奨など、医療費の抑制を図る取り組みにより注力していくことが必要。
- ・本来、法定外繰入金は早急に保険料増改定で解消すべきだが、東京都の法定外繰入金は他県と比べ金額が大きいこと等を踏まえ、今回は財政健全化計画に基づく保険料改定に賛成。